

別表第1 基本指数表

保護者の状況（利用調整時点において確認できる利用開始希望月の状況）					
番号	類型	細目	指数		
1	就 労 ※就労時間には休憩時間を含む。	月170時間以上の就労の場合	100		
		月150時間以上 月170時間未満の就労の場合	95		
		月130時間以上 月150時間未満の就労の場合	90		
		月110時間以上 月130時間未満の就労の場合	85		
		月90時間以上 月110時間未満の就労の場合	75		
		月70時間以上 月90時間未満の就労の場合	65		
		月48時間以上 月70時間未満の就労の場合	45		
		月48時間未満の就労又は1月あたりの就労時間が確認できない場合	30		
2	妊 娠・ 出 産	産前産後 各2か月	母が出産(予定)日の前2か月から、出産(予定)日から起算して2か月となる日の属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合	78	
		産前産後 各3～6か月	母が出産(予定)日の前6か月から、出産(予定)日から起算して6か月となる日の属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合(上記の場合を除く)	43	
		就労している場合	月の途中まで又は月の途中から就労している場合は、「就労」の類型を適用することができる。	—	
		切迫流産等で入院加療等が必要な場合	診断書の提出がある場合は、「疾病・障害」の類型を適用する。	—	
3	疾 病・ 障 害	疾 病	医師の診断	入院している場合	101
				常時病臥等で医師に「保育が困難」と診断されている場合	91
				通院・自宅療養中で医師に「保育に一部支障がある」と診断されている場合	71
		障 害	障害者手帳の交付	身体障害者手帳1級, 療育手帳A1, 精神障害者手帳1級	111
				身体障害者手帳2級, 療育手帳A2, 精神障害者手帳2級	101
				身体障害者手帳3級, 療育手帳B1, 精神障害者手帳3級	91
				身体障害者手帳4級, 療育手帳B2	71
		4	介 護・ 看 護 ※聞き取り及び申立等により、保育の必要性について判断する場合がある。	在宅での介護・看護	・ 常時介護又は看護が必要な場合 (身体障害者手帳1・2級, 精神障害者手帳1・2級, 療育手帳A1・A2, 要介護認定3～5程度)
・ 診断書で「常時援助(介護)を必要」と診断されている場合					
長期間の入院等	・ 部分的に介護又は看護が必要な場合 (身体障害者手帳3級, 精神障害者手帳3級, 療育手帳B1・B2, 要介護認定1～2程度)			58	
	・ 診断書で「部分的に援助(介護)の必要」と診断されている場合				
5	災 害 復 旧	震災, 風水害, 火災その他の災害の復旧にあたっている場合	140		
			6	求 職 活 動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
7	就 学・ 職 業 訓 練 ※就学時間・職業訓練時間には休憩時間を含む。	月120時間以上の就学・職業訓練の場合	84		
		月120時間未満の就学・職業訓練の場合	49		
		月48時間未満の就学・職業訓練の場合又は1月あたりの就学時間・職業訓練時間が確認できない場合	29		
8	虐 待・ DV	①児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 ②配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合	140		
9	育 児 休 業	育児休業を取得しており、保育所等を卒園し、他の保育施設の利用(転園)を希望する場合	45		
		育児休業を取得しており、やむを得ない事情により転園を希望する場合(卒園時を除く。)	10		
10	不 存 在	父又は母が離婚・未婚・死亡・離婚調停(離婚裁判)中の別居・拘禁中等の状況により不存在と認められる場合	100		

備考

- 1 父母それぞれの指数の合算を世帯の基本指数とする。
- 2 類型の区分は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づく、同法第19条第2号又は第3号の区分に係る認定を基本とする。
- 3 保護者の状況は、利用開始希望月の利用調整を行う時点で確認できる状況が入所開始希望月に続いているものと判断する。
- 4 保育所等とは、認可保育所、認定こども園(1号認定での利用を含む。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)をいう。

別表第2 調整指数表

保護者・児童・世帯の状況（利用調整時点において確認できる利用開始希望月の状況）				
番号	類型	細目	指数	
1	父母ともに不存在	父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が養育している場合	32	
2	ひとり親世帯又はひとり親に準じる世帯	父又は母が不存在（離婚・未婚・死亡・離婚調停（離婚裁判）中の別居・拘禁中等）の場合	31	
3	父母が別居している世帯	父又は母が就労、介護・看護、入院等による別居又は離婚前提、養育放棄の外出による音信不通等による別居のため、ひとり親に準じる世帯と認められる場合	29	
4	兄弟姉妹の利用施設等を希望	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合（利用決定を含み、一時保育を除く。）	20	
		兄弟姉妹が利用している保育所等の連携元の保育所等の利用を希望する場合		
5	兄弟姉妹の同時希望	多胎児（多生児）を含む兄弟姉妹が同時に保育所等の利用を希望する場合	7	
		多胎児（多生児）が同時に保育所等の利用を希望する場合	6	
		兄弟姉妹2人以上が同時に保育所等の利用を希望する場合	5	
6	多子世帯 (複数該当するときは合算する。)	同一世帯で養育している中学生以下の子どもがいる場合	最大9点	
		① 同一世帯に未就学児がいるとき（児童本人を除く）	ひとり当たり 3	
		② 同一世帯に小学生がいるとき	ひとり当たり 2	
		③ 同一世帯に中学生が一人又は複数いるとき	1	
7	託児等の利用	認可外保育施設・託児施設等、一時保育又はベビーシッターを保育のために恒常的に利用している場合	/	
		① 週5回以上利用しているとき	8	
		② 週3回又は4回利用しているとき	5	
		③ 週2回利用しているとき	2	
		④ 週1回利用しているとき	1	
		職場に連れて行き、保育を行っている場合	5	
8	障害児(者)のいる世帯 (複数該当するときは合算する。)	同居している次の者が、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている場合又は国民年金の障害基礎年金等の受給者である場合（特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）	/	
		① 児童本人が該当するとき	11	
		② 父、母又は父母が該当するとき	4	
		③ 兄弟姉妹の一人又は複数が該当するとき	2	
		④ 上記①～③を除く同居する者の一人又は複数が該当するとき	1	
9	保育所等の卒園・廃止等	卒園	認可保育所を卒園し、他の保育所等の利用（転園）を希望する場合	25
			地域型保育事業を卒園し、連携施設以外の保育所等の利用（転園）を希望する場合	15
		利用不可	転出入を伴う転居で利用している保育所等が利用できなくなり、他の保育所等の利用を希望する場合	8
		廃止・休止	保育所等の廃止・休止等により、他の保育所等の利用（転園）を希望する場合	状況に応じる
10	保育士等	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師として、保育所等又は認可外保育施設へ復職する場合又は就労が内定している場合（高知市外の施設を含む。）	33	
11	その他	子育て支援への配慮・児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと認められる場合	状況に応じる	
		子育て支援への配慮・児童福祉等の観点から、保育の必要性が高いと認められる場合	状況に応じる	

備考

- 1 保護者・児童・世帯の状況が該当する場合は、世帯の指数に加点する。
- 2 保護者・児童・世帯の類型は、原則として申請書（申込書）で判断し、複数の類型に該当する場合は、あてはまる指数を合計する。
- 3 保護者の状況は、利用開始希望月の利用調整を行う時点で確認できる状況が入所開始希望月に続いているものと判断する。
- 4 保育所等とは、認可保育所、認定こども園（1号認定での利用を含む。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）をいう。
- 5 利用調整においては、認定こども園の丑之助学園分園である「キッズ丑之助」と「丑之助保育園」は同一施設とみなす。
- 6 番号8の類型の特定施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する施設をいう。
- 7 番号9の類型は、保育所等の廃止・休止等が公表された後に利用を開始した児童には適用しない。

別表第3 優先項目（同一指数世帯の優先順位）

保護者・児童・世帯の状況（利用調整時点において確認できる利用開始希望月の状況）			
順位	項目	調整指数の 類型番号	
1	保育所等の 卒園・廃止等	認可保育所を卒園し、他の保育所等の利用(転園)を希望する場合	9
		地域型保育事業を卒園し、連携施設以外の保育所等の利用(転園)を希望する場合	
		保育所等の廃止・休止等により、他の保育所等の利用(転園)を希望する場合	
2	兄弟姉妹の利用施設等を 希望	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合 (利用決定を含み、一時保育を除く。)	4
		兄弟姉妹が利用している保育所等の連携元の保育所等の利用を希望する場合	
3	兄弟姉妹の同時希望	多胎児（多生児）を含む兄弟姉妹が同時に保育所等の利用を希望する場合	5
		多胎児（多生児）が同時に保育所等の利用を希望する場合	
		兄弟姉妹2人以上が同時に保育所等の利用を希望する場合	
4	父母ともに不存在	父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が養育している場合	1
	ひとり親世帯又は ひとり親に準じる世帯	父又は母が不存在（離婚・未婚・死亡・離婚調停（離婚裁判）中の別居・拘禁中等）の場合	2
	父母が別居している世帯	父又は母が就労、介護・看護、入院等による別居又は離婚前提、養育放棄の家出による音信不通等による別居のため、ひとり親に準じる世帯と認められる場合	3
5	保育士等	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師として、保育所等又は認可外保育施設へ復職する場合又は就労が内定している場合（高知市外の施設を含む。）	10
6	託児等の利用	認可外保育施設・託児施設等、一時保育又はベビーシッターを保育のために恒常的に利用している場合	7
		職場に連れて行き、保育を行っている場合	
7	障害児(者)のいる世帯	同居している次の者が、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている場合又は国民年金の障害基礎年金等の受給者である場合 (特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。) ① 児童本人が該当するとき ② 父、母又は父母が該当するとき ③ 兄弟姉妹の一人又は複数が該当するとき	8
8	子育て支援への 配慮等	子育て支援への配慮・児童福祉等の観点から、保育の必要性が高いと認められる場合	12
9	多子世帯	同一世帯で養育している中学生以下の子どもがいる場合	6
10	その他	当該児童の入所保留期間が12か月を超える世帯	-
11		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	-
12		世帯の状況等から総合的に判断して、保育の必要性が高いと認められる世帯	-

備考

- 優先順位が上位のものから順位付けを行う。
- 保護者の状況は、利用開始希望月の利用調整を行う時点で確認できる状況が入所開始希望月に続いているものと判断する。
- 保育所等とは、認可保育所、認定こども園（1号認定での利用を含む。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）をいう。
- 利用調整においては、認定こども園の丑之助学園分園である「キッズ丑之助」と「丑之助保育園」は同一施設とみなす。